

鹿 児 島 県 公 報

令和8年4月3日（金）第707号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 、 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 道路の区域の変更（10件）（道路維持課取扱い） 1
○道路の供用の開始（8件）（道路維持課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	58号	奄美市住用町大字役勝字丸畑甲350番15地先から甲350番3地先まで	前	8.0～135.3	967.6
			後	10.1～128.6	967.6
			後	9.0～128.6	889.7

鹿児島県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	市比野東郷線	薩摩川内市樋脇町塔之原字小原3567番1地先から同市樋脇町塔之原字樋掛1242番3地先まで	前	10.7～52.8	192.0
			後	10.7～35.3	192.0

鹿児島県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字花良治字 フイマ2242番2地先から同 町大字花良治字マイビラ 3129番1地先まで	前	6.7~8.8	286.5
			後	7.2~14.2	286.5

鹿児島県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	京泊大小路線	薩摩川内市小倉町字七迫潟 313番3地先から同市五代 町字下五代415番1地先ま で	前	6.1~35.0	436.3
			後	10.1~35.0	438.2

鹿児島県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	京泊大小路線	薩摩川内市小倉町字七迫潟313番3地先から同市五代町字下五代415番1地先まで	令和8年 4月3日

鹿児島県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	曾於市大隅町中之内字開道	前	16.4~21.8	18.7

	通8714番1地先内	後	21.8～26.5	18.7
--	------------	---	-----------	------

鹿児島県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	曾於市大隅町中之内字開道通8714番1地先内	令和8年4月3日

鹿児島県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久根津字崎田原1120番1地先内	前	52.5～67.5	28.7
			後	52.5～69.4	28.7

鹿児島県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字久根津字崎田原1120番1地先内	令和8年4月3日

鹿児島県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊仙天城線	大島郡天城町大字兼久字兼久1110番9地先から同町大字天城字真瀬名2650番25地先まで	前後	7.3～31.2 9.4～61.4	823.0 819.0
		大島郡伊仙町大字糸木名字番所464番1地先から461番1地先まで	前後	8.4～21.2 11.0～23.6	267.4 267.4

鹿児島県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊仙天城線	大島郡伊仙町大字糸木名字番所464番1地先から461番1地先まで	令和8年4月3日

鹿児島県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	柿ノ木志布志線	曾於市末吉町南之郷字井出筋8726番9地先内	前後	21.9～24.1	7.5
			前後	22.1～24.5	7.5
		曾於市末吉町南之郷字井出筋8726番8地先内	前後	23.0～25.1	13.7
			前後	24.2～25.4	13.7

鹿児島県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道	柿ノ木志布志線	曾於市末吉町南之郷字井出筋8726番9地先内	令和8年 4月3日
		曾於市末吉町南之郷字井出筋8726番8地先内	

鹿児島県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	尾野見伊崎田線	志布志市有明町伊崎田字宮谷7595番3地先から7595番4地先まで	前	6.4～11.6	53.9
			後	8.3～47.4	53.9

鹿児島県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	尾野見伊崎田線	志布志市有明町伊崎田字宮谷7595番3地先から7595番4地先まで	令和8年 4月3日

鹿児島県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字花天字川内の壺616番22地先内	前	17.8～25.9	25.8
			後	19.3～31.1	25.8
		大島郡瀬戸内町大字花天字宮崎ノ二406番1地先から406番4地先まで	前	20.7～24.6	21.8
			後	21.1～83.5	21.8
大島郡瀬戸内町大字花天字前平田ノ一489番1地先内	前	21.4～22.5	17.3		
	後	22.5～31.4	17.3		

鹿児島県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	曾津高崎線	大島郡瀬戸内町大字花天字川内の壱616番22地先内	令和8年 4月3日
		大島郡瀬戸内町大字花天字宮崎ノ二406番1地先から406番4地先まで	
		大島郡瀬戸内町大字花天字前平田ノ一489番1地先内	

鹿児島県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年4月3日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	浦原喜界空港線	大島郡喜界町大字山田字盛原100番1地先から86番5地先まで	令和8年 4月3日